

談合情報を得た場合等の取扱要領

(平成 14 年 9 月 2 日国函管第 99 号)

(平成 24 年 3 月 30 日国函管 1203032 号)

1 一般原則

(1) 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があつた場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札調査会議（以下「会議」という。）の事務局へ通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、会議へ通報するものとする。

(2) 報告

事務局は、(1)により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに会議を開催し、報告を行うこと。事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、同様とする。

(3) 会議の開催及び審議

会議は、(2)により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信ぴょう性及び2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

(4) 公正取引委員会への通報

会議の結果を踏まえて2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において逐次公正取引委員会へ通報すること。

2 具体的な対応

談合情報があつた場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、3に従い行うこと。

(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合

ア 公正取引委員会への通報

談合情報があつた旨を直ちに公正取引委員会へ通報すること。

なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があつた場合には速やかに公正取引委員会へ通報すること。

イ 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事

情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。

なお、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合には、公正取引委員会への通報にあわせてそれらの写しを提出すること。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

(ア) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(イ) この場合、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提示するよう要請すること。

ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

(ウ) 入札には、積算担当官（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

(エ) 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、ウにより対応すること。

(オ) 入札終了後に、入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

オ 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するかどうかは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象としてイ以下に従い対応すること。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを1(3)により判断すること。

ア 契約締結以前の場合

(ア) 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

(イ) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(ウ) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

(エ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

イ 契約締結後の場合

(ア) 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

(イ) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

3 個別手続の手順等

2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

(1) 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容

を別記様式第1の報告書にまとめること。

(2) 公正取引委員会への通報等

ア 公正取引委員会への通報等は、総務部長名において行うこと。

イ 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2を使用すること。

ウ 公正取引委員会へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合、又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札無効の決定等があった場合においても、公正取引委員会への通知を行うこと。

エ 通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

(3) 事情聴取の方法等

ア 事情聴取は、会議の複数の者により行うこと。

イ 事情聴取に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり、通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼び出し時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

ウ 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

(4) 誓約書の提出

誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

(5) 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当官が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後に、積算担当官が、工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

(6) 誓約書等の保管

誓約書、入札書、工事費内訳書等の提出があった場合は、それらを保管する。

4 測量又は建設コンサルタント等業務の入札に係る談合情報への対応

本規定は、測量又は建設コンサルタント等業務の入札に係る談合情報について

て準用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 2 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日国函管 1203302 号）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・匿名 ・その他 役職、氏名等
受 信 者	所属部署、役職、氏名等
情 報 手 段	・ 電話 ・ F A X ・ メール ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

別記様式第2

年 月 日
番 号

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課長 殿

国立国会図書館総務部長

談合情報に関する資料の送付について

国立国会図書館所掌の 工事の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり送付いたします。

(事項)

1. 談合情報報告書 (写)
 2. 事情聴取書 (写)
 3. 工事費内訳書(写)
 4. 入札書 (写)
 5. 入札調書 (写)
 6. 誓約書 (写)
 7. 入札手続き等の取扱い
 8. その他関連資料
- (該当する番号を○で囲むこと。)

事情聴取書

工 事 名

業 者 名
事情聴取を受けた者

事情聴取者
日 時
場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>(参考例)</p> <p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことはありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どのような内容の打合わせ、または話合いでしたか。</p>	

別紙

誓 約 書

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

会 社 名

代表者名

担当者名

今般の 工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 法律第 54 号）に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。